

南部箕蚊屋広域連合特別会計条例

平成20年1月1日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を定める目的のため設置する。

(1) 南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計 介護保険給付事業

(弾力条項)

第2条 前条に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。